

## 聴聞手続規則

〔平成8年3月19日  
公安委員会規則第2号〕

### （適用範囲）

第1条 公安委員会及び条例等の規定により公安委員会の権限に属する事務を委任された者（以下「行政庁」という。）が行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号。以下「条例」という。）に基づき行う聴聞に関する手続については、他の条例等に別段の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主宰者 条例第19条第1項の規定により聴聞を主宰する者をいう。
- (2) 当事者 条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。
- (3) 関係人 当事者以外の者であって不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。
- (4) 参加人 条例第17条第1項の規定により聴聞に関する手続に参加する関係人をいう。

### （主宰者の指名）

第3条 条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

- 2 主宰者は、公安委員会の委員又は聴聞を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると思われる警察職員のうちから指名する。
- 3 主宰者が条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

### （代理人）

第4条 条例第16条第3項（条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の証明は、代理人資格証明書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 条例第16条第4項（条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、代理人資格喪失届出書（様式第2号）により行うものとする。

### （参加人）

第5条 条例第17条第1項の規定による許可の申請は、聴聞の期日の4日前までに、参加人許可申請書（様式第3号）を主宰者に提出することにより行うものとする。

- 2 主宰者は、条例第17条第1項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った関係人に対し書面により通知するものとする。

### （補佐人）

第6条 条例第20条第3項の許可の申請は、聴聞の期日の4日前までに、補佐人出頭許

可申請書（様式第4号）を主宰者に提出することにより行うものとする。

- 2 主宰者は、条例第20条第3項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。
- 3 補佐人は、聴聞の期日において意見の陳述その他必要な補佐をすることができる。
- 4 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。
- 5 条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた条例第20条第3項の許可に係る事項につき補佐するものについては、新たに同項の許可を得ることを要しないものとする。

（参考人）

第7条 主宰者は、当事者若しくは参加人の申出により又は職権で、適当と認める者に対し、参考人として聴聞の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

- 2 前項の申出は、聴聞の期日の4日前までに、参考人出頭申出書（様式第5号）を主宰者に提出することにより行うものとする。
- 3 主宰者は、前項の申出に係る者に参考人として聴聞の期日への出頭を求める場合には、速やかに、その旨を当該申出を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

（聴聞の通知）

第8条 条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書（様式第6号）により行うものとする。

（聴聞の期日及び場所の変更）

第9条 行政庁は、当事者の申出により、又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

- 2 前項の申出は、変更申出書（様式第7号）を行政庁に提出することにより行うものとする。
- 3 行政庁は、第1項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を変更通知書（様式第8号）により当事者及び参加人に通知しなければならない。

（文書等の閲覧の手続等）

第10条 条例第18条第1項の規定による閲覧の求めは、文書閲覧請求書（様式第9号）を行政庁に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

- 2 行政庁は、条例第18条第1項又は第2項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、当該当事者又は参加人が聴聞の期日における審理に必要な準備を行うことを妨げることがないよう配慮するものとする。
- 3 条例第18条第2項の閲覧の求めがあった場合において、行政庁が当該求めがあった聴聞の期日において閲覧させることができないとき（閲覧を拒否するときを除く。）

は、主宰者は、条例第22条第1項の規定により当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(証拠書類等の提出を受けた場合の手続)

第11条 主宰者は、条例第20条第2項又は条例第21条第1項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録(様式第10号)を作成しなければならない。

2 主宰者は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

3 主宰者は、必要がなくなったときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請書(様式第11号)と引換えに行わなければならない。

(聴聞の審理の公開)

第12条 行政庁は、条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前項の規定による公示は、聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(聴聞の期日における陳述の制限等)

第13条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が聴聞に係る事実の範囲を超えて発言するとき、その他聴聞の期日における審理の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、その発言を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の期日における審理の秩序を維持するために必要があると認めるときは、秩序を乱した者に対し退場を命じる等適当な措置をとることができる。

(陳述書の提出の方法)

第14条 条例第21条第1項の規定による陳述書の提出は、提出をする者の氏名、住所、聴聞の件名及び聴聞に係る事案についての意見を記載した書面により行うものとする。

(聴聞の続行及び再開の通知)

第15条 条例第22条第2項本文の規定による通知及び条例第25条において準用する条例第22条第2項本文の規定による通知は、聴聞続行・再開通知書(様式第12号)により行うものとする。

(聴聞調書)

第16条 条例第24条第1項の調書は、聴聞調書(様式第13号)に次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号、第6号及び第7号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 聴聞の期日及び場所

(3) 主宰者の職名及び氏名

(4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人並びに参考人(条例等の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。第8号にお

いて同じ。)の氏名及び住所

(5) 当事者(代理人を含む。)が聴聞の期日に出頭しなかった場合には、その氏名及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無

(6) 説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名

(7) 行政庁の職員の説明の要旨

(8) 当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人並びに参考人の陳述(陳述書によるものを含む。)の要旨

(9) その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、第11条第1項の提出物目録を添付するほか、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

(聴聞報告書)

第17条 条例第24条第3項の報告書は、聴聞報告書(様式第14号)に次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

(1) 意見

(2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

(3) 理由

(聴聞調書等の閲覧)

第18条 条例第24条第4項の規定による閲覧の求めは、聴聞調書等閲覧請求書(様式第15号)を、聴聞の終結前であっては主宰者に、聴聞の終結後であっては行政庁に提出することにより行うものとする。

2 主宰者又は行政庁は、条例第24条第4項の閲覧の許可をしたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

代理人資格証明書

年 月 日

殿

住所  
氏名

印

年 月 日 において行われる聴聞については、下記の者を代理人として選任し、私のために聴聞に関する一切の行為をすることを委任します。

記

聴聞の件名	
住 所	
氏 名	

様式第2号(第4条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

殿

住所  
氏名



年 月 日  
理人の資格を失ったので届け出ます。

において行われる聴聞については、下記の者が代

記

聴聞の件名	
住 所	
氏 名	

参加人許可申請書

年 月 日

殿

住所  
氏名



年 月 日  
とを申請します。

において行われる聴聞に関する手続に参加すること

記

聴聞の件名	
聴聞に係る不利 益処分につき利 害関係を有する ことの疎明	
連絡先	電話

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

殿

住所  
氏名



年 月 日  
とともに出頭したいので申請します。

において行われる聴聞については、下記の補佐人

記

聴聞の件名	
住 所	
氏 名	( 歳 ) 職 業
当事者又は参 加人との関係	
補佐する事項	



参 考 人 出 頭 申 出 書

年 月 日

殿

住所  
氏名



年 月 日  
考人として出頭させたいので申し出ます。

において行われる聴聞については、下記の者を参

記

聴聞の件名	
住 所	
氏 名	( 歳 ) 職 業
陳述の要旨	

(表)

第 号

聴 聞 通 知 書

年 月 日

殿

印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る  
の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

記

聴聞の件名		
予定される不利益処分の内容		
根拠となる 条例等の条項		
不利益処分の 原因となる事実		
聴聞の期日		年 月 日 時 分から
聴聞の場所		
聴聞に関する 事務を所 握する組織	名称	
	所在地	
備考 1 あなたは聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。 2 あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。 3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。		

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に聴聞に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件名、その他の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出してください。
- 4 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、変更申出書により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴聞の 主宰者	職名  氏名  連絡先
聴聞の 公開の 有無	

変 更 申 出 書

年 月 日

殿

住所  
氏名



年 月 日 において行われる聴聞の期日・場所については、  
下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

記

聴聞の件名	
理 由	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

変 更 通 知 書

第 号

年 月 日

殿

印

年 月 日 において行うこととしていた聴聞の期日・場所を  
下記のとおり変更したので通知します。

記

聴 聞 の 件 名		
	変 更 前	変 更 後
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所		

文 書 閲 覧 請 求 書

年 月 日

殿

住所  
氏名



年 月 日  
資料の閲覧を求めます。

において行われる聴聞に関し、下記の標目に係る

記

聴聞の件名	
閲覧をしようとする資料の標目	

提出物目録

年 月 日

印

行政手続条例 第20条第2項 第21条第1項 の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書類等を受領した。

記

聴 聞 の 件 名			
提 出 者	住 所		
	氏 名		
提出を受けた年月日			
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取 扱 者	職 名	氏 名	(印)

様式第11号（第11条関係）

還 付 請 書

年 月 日

殿

住所  
氏名

印

下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取 扱 者	職 名	氏 名	印

注 「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。



聴聞続行・再開通知書

年 月 日

殿

印

年 月 日 において行った聴聞を下記のとおり 続行 するので通知  
します。 再開

記

聴聞の件名	
聴聞の期日	年 月 日 時 分から
聴聞の場所	

（表）

第 号

聴 聞 調 書

年 月 日

主宰者の職名及び氏名



聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
当事者の住所及び氏名 （代理人・補佐人の住所及び氏名）	
参加人の住所及び氏名 （代理人・補佐人の住所及び氏名）	
参加人の住所及び氏名	
聴聞の期日に出頭しなかった当事者(代理人)の住所及び氏名並びに出頭しなかったことにつき正当な理由があるかどうかの旨	
説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名	

(裏)

行政庁の職員 の説明の要旨	
当事者・参加人・ 代理人・補佐人・ 参考人の陳述の要旨	
その他参考と なるべき事項	

- 注 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。  
3 不要の欄は、斜線を引くこと。  
4 参考人には、条例等の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。

第 号

聴 聞 報 告 書

年 月 日

主宰者の職名及び氏名

印

聴聞通知書（ 年 月 日付け第 号）に係る聴聞を終結したのでその結果を報告  
します。

記

聴 聞 の 件 名	
意 見	
聴 聞 に 係 る 事 案 に 対 す る 当 事 者 及 び 参 加 人 の 主 張	
理 由	

聴聞調書等閲覧請求書

年 月 日

殿

住所  
氏名



年 月 日  
資料の閲覧を求めます。

において行われた聴聞に関し、下記の標目に係る

記

聴聞の件名	
閲覧をしよう とする調書又 は報告書の別	